



PUBLIC GUARDIAN
AND TRUSTEE OF
BRITISH COLUMBIA

検討すべき選択肢

個人が財政的な事柄、法的な事柄、または個人的な事柄の管理が困難な時

用語	体系	対応	誰が代行決定者になるか	与えられる権限	個人の精神的能力
簡略な解決	該当せず	該当せず	該当せず	例 - 預金口座振り込みまたは口座支払い - 定年退職後の計画 - コミュニティ内のサポート - 所得税申告クリニック	意思決定能力があると推定
永続的委任状	委任状法	意思決定できる人が証人立会いの下で署名する。	意思決定できる成年者なら誰でも可能 - 家族、友人、信託会社、特別な場合のみPGT	任意代理人が法的または財務的事柄の決定を指示する。権限は全般的な事柄の場合と特殊なものに対処する場合のどちらかを設定できる。永続的条項は任意代理人に、代理権を与えた者が意思決定能力を失ったら役目を行うことを認める。	意思決定可能 (同法12節を参照)
代理契約	代理契約法	成年者は個別の契約を作成する。 署名は立会人の下で要求されている形式で行う。	意思決定できる成年者なら誰でも可能 - 家族、友人、信託会社、財政的な事柄のみの限られた状況の場合PGT	契約の種類と範囲によって異なるが、本人が意思決定できなくなった時、代理人は個人的な事柄と医療に関する事柄、または日常的な財政的事柄の管理に関する意思決定を行う権限を与えられる。	契約の第9節 - 意思決定可能 (同法10節を参照) 契約の第7節 - 意思決定能力があると推定および要因を参照 (同法8節を参照)
年金受託制度	連邦所得保障プログラム (ISP) - 標準フォーム	医師1人がフォームに署名し、申請者がISPへ送付する。	意思決定できる成年者なら誰でも可能 - 家族、友人、PGT	受託者はOAS/GIS/ CPPのみから受領した金銭を管理できる。受託者はこれ以外の収入または財産を管理できない。	連邦年金の管理に必要な精神的能力がない。
医療行為に関する 臨時代行意思決定者 (TSDM)	医療行為 (同意) & 介護施設 (入所) 法 - 第2部	ヘルスケア提供者 (HCP) は、法に定められている適格な近親者や親しい友人の中から序列に従って選ぶ。PGTは誰かに臨時代行意思決定者としての役割を果たす権限を与えることができ、または最後の手段としてPGTが臨時代行意思決定者として対応することができる。	TSDMはHCPが選ぶ。または選ぶことができないときは、PGTが意思決定のために誰かに権限を与える。もしくは最後の手段としてPGTが意思決定を行う。	提案された医療の同意または拒絶する権限。ただし制約に従うこと。	HCPによる判定を基にした特定の医療行為に関する意思決定に必要な精神的能力がない。
施設入所に関する 代行意思決定者 (SDM)	医療行為 (同意) & 介護施設 (入所) 法 - 第3部	介護施設への入所を担当する責任者は、法に定められている適格な近親者や親しい友人の中から序列に従って選ぶ。PGTは誰かにSDMの役割を果たす権限を与えることができ、または最後の手段としてPGTがSDMとして対応することができる。	SDMは責任者が選ぶ。または選ぶことができないときは、PGTが意思決定のために誰かに権限を与える。もしくは最後の手段としてPGTが意思決定を行う。	施設への入所または引き続き自宅に住むかについての同意または拒絶、もしくは取り消すを行う権限。ただし制約に従うこと。	評価者による判定を基にした介護施設への入所または自宅に住み続けるかについての意思決定に必要な精神的能力が欠如している。
指定機関 (DA) - 調査のための法的命令	成年後見法、第3部	DAは成年者に対する虐待・ネグレクトに関する報告を受け取った場合、もしくは把握した場合、その内容を調査する。	該当せず	DAは利用できる、適切な支援と援助を提供する。自力で支援を頼めない人のためにDAは成年後見法で定められている法的ツールを用いて本人を保護する。	意思決定ができるものと推定。ただし本人が虐待またはネグレクトを受け、身体拘束や障害のために、または意思決定能力に影響する状態にあるため、自力で支援を得ることができないと信じるだけの根拠がある場合は除く。

用語	体系	対応	誰が代行決定者になるか	与えられる権限	個人の精神的能力
PGTが実施する任意代理人、代理人、財産管理人・身上監護人に関する調査	公的後見人・受託者法、第17、18節	PGTの査定および調査サービス(AIS)に照会できる。	該当せず	個人情報収集する権限。該当する場合財産管理人・身上監護人としての役割を務める申請も行える。	成年者が財政的事柄の管理に関して意思決定ができないと信じるだけの根拠
PGTの保護権限	財産保護 - 公的後見人・受託者法(第19節)	PGTのAISに照会できる。	該当せず	PGTは本人の状況が明らかになるまで財産(銀行口座等)の取り扱いを30日を限度として制限でき(ただし120日まで更新できる)、また本人が精神的に判断能力を欠くため、自分で意思決定ができないと信じるだけの根拠がある場合、調査を実施することができる。	次の事柄を信じるだけの根拠があること <ul style="list-style-type: none"> 本人が第3部で規定されている成年者であること。つまり、虐待またはネグレクトされ、意思決定に影響する状態にあるためサポートや援助を求めることができない。 本人の財産が危険な状態で、即時保護が必要
支援と援助の裁判所命令 (州裁判所の命令)	成年後見法、第3部	指定機関はPGTに実践指針に従って意思決定能力の欠如の鑑定を手配するように求める。本人に意思決定能力がないと評価されたら、DAは命令書の発行を裁判所に申請できる。	裁判所は「支援と援助の計画」の作成を命令する。「PGTのサービス」を含めたり、禁止命令を出す場合もある。	裁判所は、介護施設への入所、禁止命令など「支援と援助の計画」書に述べられたサービスの一部または全部を本人に提供することを命令できる。命令は12カ月間有効で、さらに12カ月まで更新できる。	提供される支援と援助の拒否に関する意思決定能力が欠如している。
財産管理人	意思決定不能証明書(成年後見法第2.1部)	正規のヘルスケア提供者から意思決定不能鑑定書を受け取ったら、意思決定不能証明書は保健局担当者が署名する。	公的後見人および受託者(PGT)のみ	PGTは本人の法的・財務的事柄に対する全面的な責任を持つ。	財務的・法的事柄の管理の意思決定不能
財産管理人 (最高裁判所命令)	裁判所命令(患者財産法)	医師2人の意見と法廷審問	意思決定できる成年者なら誰でも可能 - 家族、友人、信託会社、PGT	財産管理人は本人の財政的・法的事柄について全面的な責任を持ち、公的後見人・受託者に説明義務を持つ。	財務的・法的事柄の管理に意思決定不能
身上監護人 (最高裁判所命令)	裁判所命令(患者財産法)	医師2人の意見と法廷審問	意思決定できる成年者なら誰でも可能(家族または親しい友人を推薦する)	身上監護人は本人の世話、医療、身体的拘束、施設への入所に関する決定を行う。	身の回りの世話に関する意思決定不能
精神科病院・施設への引き渡し	精神保健法に基づいた証明書	入院のために診断証1通、精神科病院への引き渡しのための証明書2通	指定病院・施設の院長は精神科の診断に関連した治療と入院に関する決定を行う。	精神科治療のための措置的引き渡し - 期限付き	該当せず